

電気通信大学全学教育・学生支援機構規程

平成22年 3月19日

改正

平成22年 7月21日

平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第22条第3項の規定に基づき、電気通信大学全学教育・学生支援機構（以下「機構」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 機構は、電気通信大学（以下「本学」という。）が定める教育理念と目標に基づき、本学における全学的な教育、学生支援、学生受入れ（以下「教育等」という。）に係る方針を企画、立案するとともに、教育等の改善・向上のための企画、実施及び支援を総合的に行うことを目的とする。

(組織)

第3条 機構は、次の各号に掲げる組織から構成する。

- (1) 大学教育センター
- (2) 学生支援センター
- (3) アドミッションセンター

(機構長)

第4条 機構に機構長を置き、学長の指名する理事をもって充てる。

2 機構長は、機構の業務を総括する。

(副機構長)

第5条 機構に副機構長を置き、第3条各号の長をもって充てる。

2 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故あるときは、その職務を代行する。

(運営委員会)

第6条 機構に、機構の運営に関し必要な事項を審議するため、電気通信大学全学教育・学生支援機構運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 機構に関する事務は、学務部各課が共同して行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、機構に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。